熊本県原爆被害者団体協議会運営費補助金交付要領

(趣旨)

- 第 1 原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、熊本県原爆被害者団体協議会に対し、 予算の範囲内において補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるものの ほか、この要領に定めるところによる。

(対象経費)

第2 要項別表の補助対象経費は、補助事業者が当該年度中に実施した交流集会等事業 の実施に要する額とする。

(補助金の交付申請)

- 第3 要項第3条の交付申請書は、毎年度別に指定する日までに提出するものとする。
- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を記載 し補助事業者が押印して証明したものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第4 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(申請の取下げ)

第5 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた 日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで とする。

(実績報告)

- 第6 要項第9条の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった当該年度の 3月末日とする。
- 2 要項第9条第2項第1項の事業実績書は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を記載し 補助事業者が押印して証明したものとする。

附則

- この要領は、平成15年7月8日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- この要領は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

熊本県原爆被害者団体協議会運営費補助事業計画書

項目	内容	実施時期

熊本県原爆被害者団体協議会運営費補助事業実績書

項目	内容	実施時期